

鎌倉市議会

10月臨時会議案集

(その1)

令和2年(2020年)

目 次

議案第 70 号	鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の 制定について……………	5
報告第 13 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の 決定に係る専決処分の報告について……………	7

議案第 70 号

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 2 年（2020年）10月30日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

人事院勧告の内容を踏まえ、市長等の期末手当の支給割合の引下
げを行うものである。

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(常勤特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例(昭和32年4月条例第7号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{182.5}{100}$ 」を「 $\frac{177.5}{100}$ 」に改める。

第2条 鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{177.5}{100}$ 」を「 $\frac{180}{100}$ 」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

